

2. 共立女子大学学位規程

(目的)

第1条 この規定は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条及び共立女子大学学則(以下「学則」という。)第45条の3の規定に基づき、共立女子大学(以下「本学」という。)において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

家政学部	学士(家政学)
文芸学部	学士(文芸学)
国際学部	学士(国際学)
看護学部	学士(看護学)
ビジネス学部	学士(ビジネス学)

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、学則第44条および第44条の2の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 教授会は、卒業を認定したときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に基づき、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「共立女子大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日より施行する。